

各位

2022年5月12日

会社名 東京特殊電線株式会社 代表者名 取締役社長 川口 寛 (コート・番号 5807 東証スタンダード市場) 問合せ先 常務執行役員 北澤 登与吉 TEL (0268) 34-5211

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第104期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類 等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書 面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

70 /- /- +/	# F #
現 行 定 款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 14 条~第 15 条(条文省略)	第 14 条~第 15 条(現行どおり)
第16条 (株主総会参考書類等のインターネット	(削除)
開示とみなし提供)	
当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会	
参考書類、事業報告、計算書類および連結計算	
書類に記載または表示すべき事項に係る情報	
を、法務省令に定めるところに従いインターネ	
<u>ットを利用する方法で開示することにより、株</u>	
主に対して提供したものとみなすことができ	
<u>3.</u>	
(新設)	第16条(電子提供措置等)
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報について、電
	子提供措置をとるものとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	<u>法務省令で定めるものの全部または一部に</u>
	ついて、議決権の基準日までに書面交付請求
	した株主に対して交付する書面に記載しな
	<u>いことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
附則	附則
第1条 (監査役の責任軽減等に関する経過措置)	第1条(監査役の責任軽減等に関する経過措置)
(条文省略)	(現行どおり)
(新設)	第2条(電子提供措置に関する経過措置) 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有
	<u>する。</u> 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日
	または前項の株主総会の日から3か月を経過
	した日のいずれか遅い日後にこれを削除す
	<u>る。</u>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 6 月 28 日 (予定)定款変更の効力発生日2022 年 6 月 28 日 (予定)

以上